

「義肢等補装具専門家会議」の開催要綱

1 開催目的

平成 18 年 10 月から障害者自立支援法が施行され、補装具給付制度が補装具費の支給制度に改正されたところであり、また、労災保険における義肢等補装具支給制度については、平成 12 年 4 月に改正を行った以降、労災保険の障害認定基準の改正が行われたところである。さらに、医学・技術の進歩により、既存の義肢等補装具の改良・改善がなされている。

上記のような現状を踏まえ、医学的・専門的見地から、義肢等補装具支給制度の見直しの検討を行うために、義肢等補装具専門家会議を開催し、平成 19 年度中に検討結果を取りまとめる。

2 検討内容

労災保険における義肢等補装具支給制度について検討する。

3 その他

- (1) 本会議は、厚生労働省労働基準局労災補償部長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本会議には、座長を置き、座長は会議の議事を行う。
- (3) 本会議においては、必要に応じ、本会議参集者以外の学識経験者の出席又は意見書の提出を求めることがある。
- (4) 本会議は公開とする。
- (5) 本会議の庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課において行う。